

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市条例第 2 1 号

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定障害者支援施設の一般原則) 第 3 条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 7 7 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に</u>	(指定障害者支援施設の一般原則) 第 3 条 (略) 2・3 (略)

確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(従業者の員数)

第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。
(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

ウ (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(従業者の員数)

第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士**又は作業療法士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

ウ (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

イ) (略)

イ (略)

ウ ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第23条 (略)

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第24条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第25条の3

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。

d (略)

イ) (略)

イ (略)

ウ ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第23条 (略)

2 (略)

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第24条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 4 （略） 5 （略） 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。））を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。 9 （略） 10 （略） 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 （サービス管理責任者の責務） 第25条 （略） 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努め	3 （略） 4 （略） 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。 8 （略） 9 （略） 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 （サービス管理責任者の責務） 第25条 （略）
--	--

なければならない。

(地域との連携等)

第25条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第25条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指

針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第24条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第49条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(苦情解決)

第55条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事（**指定都市にあっては、指定都市の市長**）が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受

(協力医療機関等)

第49条 (略)

2 (略)

(苦情解決)

第55条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 ～ 7 （略） <u>第 5 6 条 削除</u>	要な改善を行わなければならない。 5 ～ 7 （略） <u>（地域との連携等）</u> <u>第 5 6 条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 5 条の 2 の規定の適用については、同条第 2 項及び第 3 項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第 4 項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、新条例第 2 5 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第 2 項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

